

指示事項の概要 (法人運営)

| 指示事項 | 主な指示項目 | 令和4年度 指示件数 |
|------------|---|---------------|
| 定款、 諸規程 | <ul style="list-style-type: none"> ・定款変更について、所轄庁に許可を受ける手続き（又は所轄庁への届出の手続き）は、評議員会の承認決議後速やかに行うこと。 | 6 |
| 役員 | <ul style="list-style-type: none"> ・評議員、理事及び監事の選任の際、候補者が欠格事由に該当しないことを法人で確認すること。 ・監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ること。 | 17 |
| 理事会 | <ul style="list-style-type: none"> ・利益相反取引の承認に係る関係理事の退席について、議事録のもれなく記載すること。 ・理事長及び業務執行理事は毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上職務に関する報告をすること。 | 18 |
| 監事 監査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・監事の監査報告が確認できなかったため、監査報告の写しを提出すること。 | 2 |
| 評議員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・評議員会の日時及び場所等は理事会の決議により定めること。 | 16 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・公表する定款は直近のものとする。 ・定款に記載された内容と実態に相違が見られるので精査すること。 | 20 |
| 合計 | | 79 |